

小林市災害廃棄物処理計画

平成 28 年 11 月

小林市 市民生活部 生活環境課

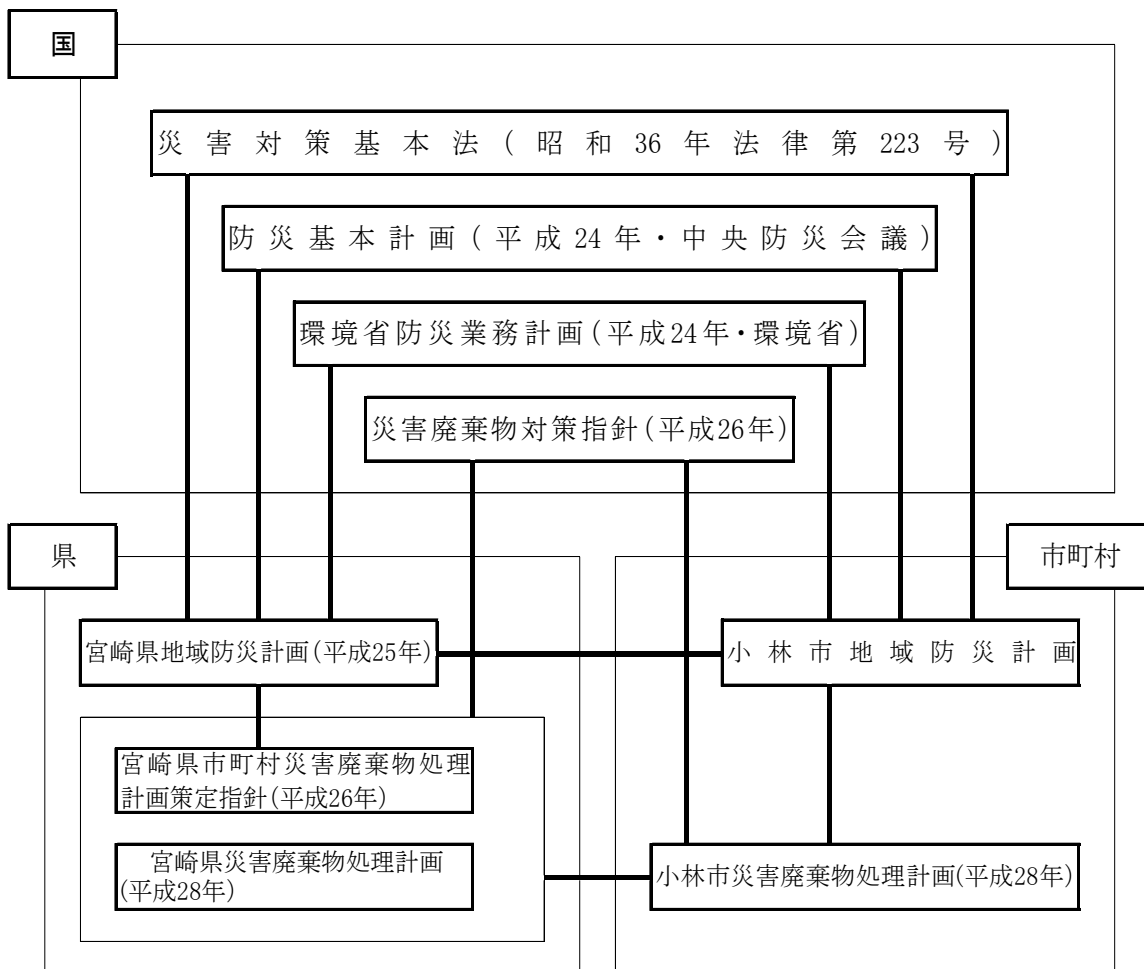
1 計画の目的

小林市は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、小林市防災会議において「小林市地域防災計画」を策定しています。

この地域防災計画は、市及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めたものであります。本計画は、平成25年に改訂されたこの地域防災計画を基に、想定される災害に対する廃棄物の処理等について体制を整備すること、又市と市民、及び事業者の役割の把握とその連携を明確化することで、災害廃棄物の円滑な処理を推進するため策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法等に基づく上位計画を補完する個別計画であり、宮崎県が策定した「宮崎県地域防災計画(平成25年)」、「宮崎県災害廃棄物処理計画」及び「宮崎県市町村災害廃棄物処理計画策定指針(平成26年)」を基に、「小林市地域防災計画」との整合性を図り、円滑かつ適正な廃棄物処理が行えるよう策定したものです。



3 想定する災害

「宮崎県市町村災害廃棄物処理計画(平成28年)」では、あらゆる大規模な自然災害の発生を想定した計画策定が策定されているが、本計画は、風水害、地震及び火山噴火によるものとする。

風水害による被害

斜面崩壊、土石流及び地滑りによる道路分断、集落の孤立、河川氾濫による浸水被害

- ・台風により日最大風速 35m/s 日最大瞬間風速 51.4m/s
- ・台風による日最大降雨量 429mm 日最大1時間降雨量 76.5mm
- ・土砂災害危険箇所 527カ所(急傾斜地386、土石流136、地すべり5)

地震による被害

地震動による建物・道路の崩壊、地盤の液状化、火災の発生

- ・震度6強の地震の発生では、昭和56年以前の建築物の倒壊危険度が高い。
窓ガラス、外装材の落下。ブロック塀の倒壊
- ・日向灘に震源を持つ地震 M7.5
- ・えびの市、小林市付近に震源を持つ地震 M6.1

被害の項目	被害等の内容
震度	震度6強、6弱
液状化の状況	河川沿いの低地等の軟弱地盤地域、ライフラインに影響
死者数、負傷者数	死者20人程度、重軽傷者1,300人程度
長期避難者数	4,900人程度
建物被害件数	全壊率は木造建物の約2%、全壊建物数は1,000棟程度
出火件数	13件程度

火山噴火による被害

溶岩流や火砕流の流下、噴石・軽石・火山灰の降下、火災の発生

- ・新規Ⅱ火山群新燃岳爆発的噴火 1959・2011
- ・最新期火山群硫黄山爆発(兆候) 2014

被害の項目	被害等の内容
噴出物の状況	4Km範囲直径10cm
降灰の状況	風下20Kmで21cm以上堆積
負傷者数	30人
焼失家屋件数	600戸
その他	火砕流、土石流、溶岩流、空振

4 災害廃棄物の種類

基本的には、通常の本市での一般廃棄物処理計画のとおり生活系(家庭系)ごみ処理を優先する。ただし、事業系ごみについても状況によって取り扱いを判断する。

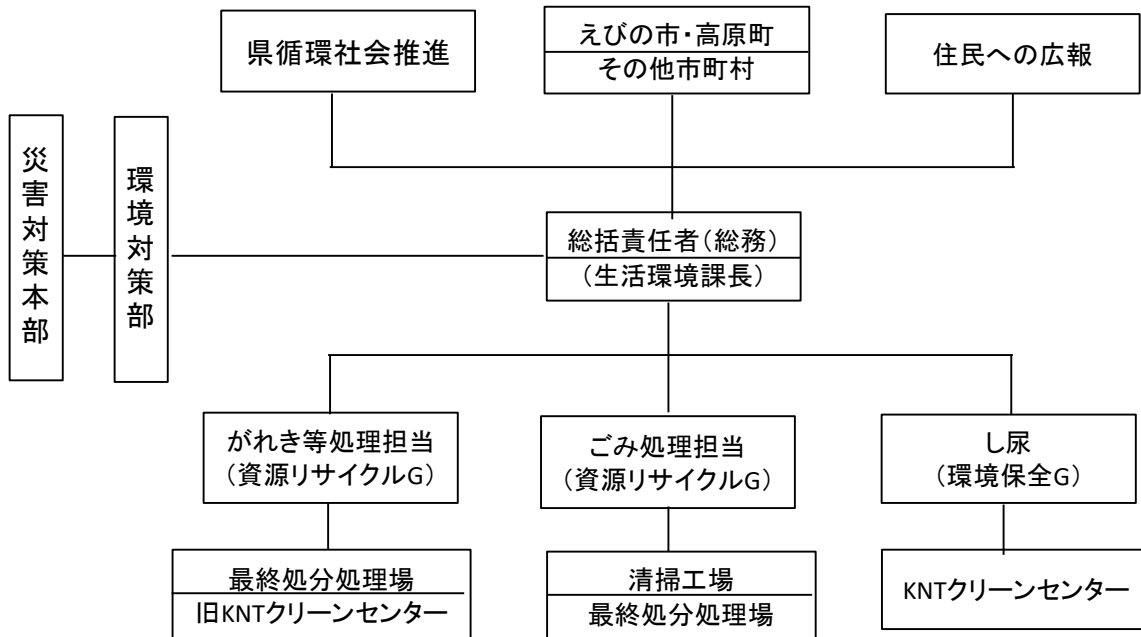
通常処理(家庭系)

種類	内容
粗大ごみ	木製机、箆笥、テーブル、ベッド、流木、庭木等 布団、ステレオ、プラスチック製ケース、ゴルフバッグ等
資源系ごみ(生ごみ)	食品、落ち葉、取り草、花類等
資源系ごみ(リサイクル品)	金属類、板ガラス、乾電池類、生き・駄ビン 古紙、ペットボトル、アルミ・スチール缶等
資源系ごみ(プラ製容器包装)	ボトル類、ふた類、トレイ類、袋、パック類等
資源系ごみ(小型家電)	リモコン類、電卓、携帯電話等10品目
燃やすごみ	衣類、木くず類、紙くず類等
紙類	新聞紙・本・ダンボール・紙くず類を除くもの
燃やさないごみ	陶磁器類、ゴム製品、ビニール製品、ガラス類 皮革製品、小型家電10品目を除く電化製品等
し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿

特別処理(事業系等)

種類	内容
混合廃棄物	分別できないごみ、土砂等の混在する廃棄物等
粗大ごみ(木くず)	柱、梁、壁材等
腐敗性廃棄物	糞等
コンクリートがら等	コンクリート片、アスファルトくず等
廃家電	家電リサイクル4品、パソコンリサイクル品等
廃自動車	自動車、バイク等
有害物質含有廃棄物等	アスベスト含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物等
処理困難物	農機具、ボイラー、消化器、大型楽器、廃タイヤ 金庫、仏壇、農業用廃ビニール、建築廃材等
感染性医療廃棄物	注射針等
し尿	畜産系し尿等

5 組織体制



6 災害廃棄物発生量

区分・品目等		発生量(重量)単位:トン	積算基礎
災害廃棄物等	特別処理ごみ	1日=100	
	がれき等	105,000	105t*1,000
	降灰	2,500	高原町実績
一般廃棄物	通常処理ごみ	1日=30	1年総量/365
	し尿(汲み取り)	1日=15	1年総量/365*0.2

7 廃棄物処理能力の把握
 廃棄物処理施設(処分許可業者含む)

施設名	設置者	一廃/産廃	施設区分	施設方法	処理能力	処理対象	所在地
一般廃棄物最終処分場	小林市	一廃	埋立	管理型	247,400m ³ (134,000m ³)	家庭系	小林市東方1079-13
霧島美化センター	小林市 高原町	一廃	埋立	管理型	28,795m ³ (15,000m ³)	家庭系	高原町大字西麓 3471-51
えびの市美化センター	えびの市	一廃	中間処理	焼却	70t/日 16h	家庭系 事業系	えびの市大字坂元 1040
KNTクリーンセンター	小林市	一廃	し尿処理	膜分離 高負荷	88Kl/日	し尿	小林市東方1066-2
九州北清(株)	九州北清(株)	一廃・産廃	中間施設	焼却	100t/日 24h	全般	小林市東方4066-25
ニシモロ開発(株)	ニシモロ開 発(株)	一廃・産廃	埋立	管理型	701,495m ³	焼却灰、ばい じん、不燃物	小林市野尻町紙屋 1859-4
(有)小林堆肥センター	(有)小林堆肥 センター	一廃・産廃	中間施設	発酵堆肥化 有機堆肥化	80.32m ³ /日 24h	動植物性残渣 汚泥	小林市北西方7125 番地37
(株)ホシヤマ	(株)ホシヤマ	一廃・産廃	中間施設	選別、圧縮 梱包、減容	490.4m ³ /日	全般	小林市細野2639 番地1
(株)三共	(株)三共	一廃・産廃	中間施設	破碎 圧縮固化	80t/日 8h 610t/日 8h	木くず がれき類	小林市野尻町三ヶ野 山3214番地1
(株)湧上組	(株)湧上組	一廃・産廃	中間施設	破碎	1,120m ³ /日 8h	木くず	小林市野尻町三ヶ野 山1412番地2
(株)小林衛生公社	(株)小林衛生 公社	一廃・産廃	中間施設	浄化	46.1m ³ /日 24h	汚泥 食物残渣	小林市細野2194番地1 (須木下田278番20)

収集運搬業者

事業者名	住 所	許可内容	所有車両	
			台 数	種 類
九州北清(株)	小林市東方4066番地25	一廃・産廃	21	塵芥車、キャブオーバ、バン 脱着装置付コンテナ、ダンプ等
ニシモロ開発(株)	小林市野尻町紙屋1859番地4	一廃・産廃	4	脱着装置付コンテナ、ダンプ キャブオーバ
(有)小林堆肥センター	小林市北西方7125番地37	一廃・産廃	3	脱着装置付コンテナ、ダンプ 塵芥車
(株)ホシヤマ	小林市細野2633番地1	一廃・産廃	18	塵芥車、ガット車、ダンプ ユニック車、コンテナ車等
(株)瀏上組	小林市野尻町三ヶ野山1412番地2	一廃・産廃	4	キャブオーバ、ダンプ
(株)小林衛生公社	小林市細野2194番地1	一廃・産廃	21	糞尿車
特定非営利活動法人 赤とんぼ	小林市堤4108番地55	一般	2	※法人委託先
(株)小林アルミ	小林市南西方5930番地	一廃・産廃	9	塵芥車、キャブオーバ 脱着装置付コンテナ
都城北諸地区 清掃公社(野尻地区)	都城市吉尾町2159番地	一廃・産廃	4	塵芥車・トラック
(有)小林運送	小林市堤2885番地1	一廃・産廃	4	キャブオーバ・バン
(有)城山グリーン センター	小林市細野2103番地11	一般	2	キャブオーバ
(公社)小林市シル バー人材センター	小林市細野2239番地1	一般	3	キャブオーバ・ダンプ
(有)アライ	小林市細野2096番地7	一廃・産廃	4	キャブオーバ・ダンプ・塵芥車
なんでも屋本舗	小林市細野4892番地1	一般	2	キャブオーバ
(有)綾運送(野尻地区)	東諸県郡綾町入野4406番地4	一般	2	バン
(株)小園建設興業	小林市野尻町紙屋3244番地	一廃・産廃	6	塵芥車・ダンプ・キャブオーバ

8 仮置き場(候補地含む。)の確保

地 区	名 称	住 所	面 積(m ²)
小林	小林市一般廃棄物最終処分場	小林市東方1079番地13	134,000
小林	旧KNTクリーンセンター跡地	小林市東方1046番地48	5,218
小林	小林市浄化センター北側広場	小林市細野2460番地	
小林	入佐地区農村運動公園	小林市北西方2425番地1	
小林	あすなろ運動公園	小林市野尻町東麓468番地1	214,052

9 災害廃棄物処理の基本方針

基本方針としては、災害発生前、災害応急対応時期、災害復旧時期に分けて取り組むものとします。まず災害発生前においては、情報の収集とその更新、体制の確立と整備、住民への事前啓発を主に行います。次に、災害応急対応時期では、迅速でかつ正確な情報の収集と伝達、体制の整備、又必要機材・物資の確保等となり、最後に、復旧時期においては、リサイクルを念頭においた迅速な処理と、衛生面に配慮した処理となります。

具体的な取り組みは、以下のとおりとなります。

・ごみ処理

仮置き場や一時保管場所の設置。衛生状態を保つ。(消毒剤、消臭剤)
出来るだけ各家庭に留め置くよう、市民に広報する。
処理能力以上の排出には、近隣市町村及び県への応援要請を行う。

・がれき処理

長期間の仮置き場の確保
可能な限り木材やコンクリートはリサイクルを行う。
アスベスト等の有害廃棄物による環境汚染を防ぐ。
処理能力以上の排出には、近隣市町村及び県への応援要請を行う。

・し尿処理

高齢者、障がい者に配慮した仮設(簡易)トイレの設置
比較的簡便な方法で処理が可能な商品の準備
処理能力以上の排出には、近隣市町村及び県への応援要請を行う。
委託先の関連施設への応援要請を行う。